

札幌市タクシー需要喚起支援補助金交付要綱

制定 令和4年6月30日

札幌市タクシー需要喚起支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第1条 本事業は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により利用者が減少しているタクシー事業者等が取り組むタクシーの需要喚起事業に係る経費を補助することにより、市民等の利用を促進し、経済活動においても重要な社会基盤である公共交通ネットワークの維持を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) タクシー事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く。）を行う者をいう。

(2) 団体

タクシー事業者により構成される法人格を有する協会、組合等又は実行委員会その他任意の団体をいう。

(3) 会計年度

各年の4月1日からその翌年の3月31日までの期間をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するタクシー事業者又はこれらにより構成された団体とする。

- (1) 法第4条の許可を受け、札幌市内に営業所を置く法人又は個人のタクシー事業者
- (2) 補助対象者又はその代表者（個人事業者においては個人事業者本人）若しくは役員等に、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当する者がいない者
- (3) 感染症拡大防止に資する取り組みを実施している者
- (4) その他市長が特に必要と認める要件に該当する者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下、「補助対象事業」という。)は、補助対象者が札幌市内のタクシー需要喚起を図る事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要するものとして明確なものであって、交付決定日以降に生じる経費のうち、市長が必要かつ適当と認める経費とする。

2 前項の経費は、要領で定める。

(補助金の額)

第6条 補助金は、前条に定める補助対象経費について、予算の範囲内で交付するものとする。なお、補助金の限度額は、要領で定める。

(交付申請)

第7条 この要綱による補助金の交付を申請する者は、補助対象事業を実施する会計年度の7月29日までに、要領で定める補助金交付申請書類を、市長に提出しなければならない。

2 一の事業者が2以上の団体の申請者又は構成員になることはできない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合には、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対して、要領に定める交付決定通知書により通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要と思料する場合には、交付決定に必要な条件を付することができる。

4 市長は、補助金の不交付を決定した場合には、要領で定める不交付決定通知書により通知するものとする。

(概算交付)

第9条 市長は、前条の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)から申請があった場合には、事業遂行に必要と認められる額を一括又は分割して概算で交付することができる。

2 概算交付の申請は、要領で定める概算交付申請書類を提出しなければならない。

3 市長は、概算交付を決定した場合には、要領で定める概算交付決定通知書により通知する。

4 第13条の規定により、確定した金額が概算交付額に満たない場合には、補助事業者は、その差額を返還しなければならない。

(経費の節減)

第10条 補助事業者は、事業の実施に当たり経費の節減に努めなければならない。

(事業内容の変更等)

第11条 補助事業者が団体の構成員又は事業内容を変更し、若しくは事業を中止するときは、事業変更等承認申請書をあらかじめ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された事業変更等承認申請書を審査し、当該事業内容の変更等について理由があると認められるときは、これを承認し、当該補助事業者に対し要領で定める事業変更等承認通知書により通知するものとする。

(事業完了報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了（第11条の規定による中止の承認を受けたときを含む。）したときは、完了の翌日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業が完了した会計年度の3月15日のいずれか早い日までに、要領で定める事業完了報告書類を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により提出された事業完了報告書類を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に補助金額確定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 この要綱に定める補助金は、前条の規定による補助金額確定の通知後、速やかに交付する。

(経過報告)

第15条 市長は、補助事業者に対して必要な報告を求め、事業について必要な調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号に該当する場合には、第8条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
 - (2) 法令又はこの要綱に違反したとき
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付決定の取消しが必要と認めるとき
- 2 市長は、補助事業者について前項各号の疑義がある場合は、当該補助事業者を調査し、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、要領で定める交付決定取消通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第17条 市長は、前条の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
- 2 市長は、前項の規定により補助の全部又は一部の返還を命ずる場合は、要領で定める返還決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の経理)

- 第18条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にして帳簿等の証拠書類を整理し、事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

- 第19条 この要綱の実施に関しその他必要な事項は、まちづくり政策局総合交通計画部公共交通担当部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月30日から施行する。